(c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
(d) 合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第七十九条　追加的な交渉

両締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書七の規定に従って、交渉を開始する。

第九章　知的財産

第八十条　一般規定

1　両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分にして、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製への対処として知的財産権を十分かつ効果的に行使するための措置をとる。

2　両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を更に促進するために知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、それぞれ自国の法令に従い、かつ自国の利用可能な資源の範囲内で、知的財産の分野において協力する。

3　この章に規定する知的財産とは、次のすべての種類の知的財産をいう。
(a) 第八十六条から第九十二条までの規定の対象となるもの
(b) 世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下この章において「貿易関連知的所有権協定」という。）又は貿易関連知的所有権協定に規定する関連する国際協定に基づくもの

4　両締約国は、両締約国が締結している知的財産に関する国際協定に規定する義務を履行することについての約束を再確認する。

第八十一条　内国民待遇

一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

注釈　この条及び次条の規定の適用上、「国民」とは、貿易関連知的所有権協定におけるものと同一の意味を有するものとし、「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響する事項並びにこの章において特に取り扱われる知的財産権の使用に影響する事項を含む。

第八十二条　最恵国待遇

一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第四条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、第三国の国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。

第八十三条　手続事項の簡素化及び調和

1　各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとる。

2　いずれの締約国も、特許、実用新案、意匠又は商標に関する出願手続その他の行政上の手続において、自国の権限のある当局に提出される書類（願書、優先権の主張の基礎となる先の出願の当該権限のある当局が受理する言語への翻訳文、委任状及び譲渡証書を含む。）上の署名その他書類を提出した者を特定する方法についての真正の証明を要求することができない。

3　2の規定にかかわらず、締約国は、次のものを要求することができる。
(a) 署名その他書類を提出した者を特定する方法が特許、実用新案登録、意匠登録又は商標登録の権利の移転に関するものである場合において、自国の法令が署名その他書類を提出した者を特定する方法についての真正の証明を要求する旨を定めるときは、その証明
(b) 自国の権限のある当局に提出された書類上の署名その他書類を提出した者を特定する方法が真正であることについて合理的な疑いがある場合には、証拠の提出。当該権限のある当局は、当該者に対して証拠の提出を要求することを通知するときは、その通知に当該署名その他書類を提出した者を特定する方法が真正であることについて疑う理由を明記する。

4　いずれの締約国も、出願人又はその代理人以外の者に対し、優先権の主張の基礎となる先の出願の翻訳文の正確性についての認証を要求することができない。

5　各締約国は、自国の権限のある当局における特許、実用新案、意匠又は商標に関する出願手続その他の行政上の手続に係る委任状が、当該委任状において特定する一若しくは二以上の出願、付与若しくは登録に及ぶものとすることができ、又は、選任を行う者が例外として記載した事項を除き、当該者に係る既存の及び将来のすべての出願、付与若しくは登録に及ぶものとすることができる制度を導入し、及び実施する。

6　特許の出願及び付与並びにこれらについての公開は、改正された国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定に基づいて設けられた国際特許分類制度に従って分類される。商品及びサービスに係る商標の登録出願及び登録並びにこれらについての公開は、改正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定に基づいて設けられた商品及びサービスの国際分類制度に従って分類される。

7　各締約国は、特許、実用新案、意匠及び商標の権利の取得及び利用を一層円滑にするため、弁理士制度を改善するよう努める。

第八十四条　透明性

各締約国は、知的財産の保護に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従い、次の事項を行う。
(a) 少なくとも、特許の出願及び付与、実用新案及び意匠の登録、商標の登録出願及び登録、並びに植物の新品種の登録出願及び登録に関する情報を公開するための適切な措置をとること。
(b) (a)に規定する事項に関連する一件書類に含まれている公式の情報を利害関係者に利用可能なものとするよう努めること。
(c) 知的財産の保護に関する制度についての情報（知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の活動に関する情報を含む。）を公衆に容易に利用可能なものとするよう努めること。

第八十五条　知的財産の保護についての啓発の促進

両締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するための適切な措置をとる。

第八十六条　特許

1　各締約国は、特許出願に係る保護の対象がコンピュータ・プログラムに関連するという理由のみによって、当該特許出願が拒絶されないことを確保する。

2　1の規定は、コンピュータ・プログラム自体を特許の対象とすることができるか否かについて、各締約国の法令に従って決定することに影響を及ぼすものではない。

3　一方の締約国は、特許出願の公開の後に特許出願人以外の者が業として当該特許出願に係る発明を実施している場合には、自国の法令に従って、当該特許出願人以外の者又は当該特許出願人が当該一方の締約国の権限のある当局に対し当該特許出願を他の出願に先立って審査するよう求める要請を提出することができることを確保する。この場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該特許出願人又は当該要請を提出した者に対し、当該発明が実施されていることに関する証明又は当該出願に関連する先行技術に関する調査結果を提供するよう求めることができるものとし、また、問題となっている出願に係る発明と同一又は実質的に同一の発明について当該特許出願人が他方の締約国又は第三国において行った特許出願に関する最終決定であって、当該他方の締約国又は当該第三国の特許に関する行政当局によるものの写しを提出するよう求めることができる。当該一方の締約国の権限のある当局は、当該特許出願人以外の者又は当該特許出願人によるこのような要請が提出された場合には、当該要請を考慮に入れるものとし、適当な場合には、当該特許出願を他の特許出願に先立って審査するよう努める。

4　各締約国は、特許権者が、特許請求の技術的範囲が限定されることを目的として、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について、訂正の請求を特許に関する行政当局に提出することができることを確保する。